

鳥取市自主防災会助成要綱

第1条 この要綱は、自主防災会の設置及びその活動に対し、助成することに関し定め、もって地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

第2条 この要綱において『自主防災会』とは、鳥取市自主防災会連合会の構成メンバーをいう。

第3条 助成は、予算の範囲内において、次のとおり交付する。

(1) 結成時助成

自主防災会の結成に対し、単位自主防災会当たり定額1万円と加入1世帯につき100円を乗じた額の合計額を助成する。

(2) 器具助成

ア 自主防災会の結成に対し、単位自主防災会当たり防災器具一式を助成する。(例：スタンドパイプ一式・ホース2本・消火栓器具格納庫(ホース格納箱))

イ 消火器購入・詰替助成

自主防災会の消火器を購入、詰め替えをした場合は1本当たり1千円の助成をする。

また、個人が所有する消火器を火災の際の消火活動に使用した場合は、その消火器の薬剤の充填にかかった費用を助成する。

ウ ホース格納箱整備助成

結成時に助成を受けた器具の内ホース格納箱を更新する場合、1万円を助成する。

(3) 活動助成

防災訓練等を年間2回以上実施した自主防災会に活動費として、2万円を限度として助成する。

(4) 地区防災講習会助成 (回数制限なし)

自主防災会長の資質向上を目的として研修会を開催した地区自主防災会連絡協議会に1万円を助成する。

(5) 地区防災訓練助成 (年1回とする)

地区内の住民を対象として、初期消火訓練、避難誘導訓練などの実働を伴う訓練を実施した地区自主防災会連絡協議会に2万円を基本額とし、訓練参加防災会数に応じた下記金額を加算する。

- | | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|
| ・10 自主防災会未滿 | 5千円 | ・15 自主防災会以下 | 1万円 |
| ・20 自主防災会以下 | 1万3千円 | ・21 自主防災会以上 | 1万5千円 |

(6) 小型ポンプ更新・修繕費助成

自主防災会が維持管理する消防用小型ポンプの更新に対し、更新費を助成する。また、故障又は、毀損に伴う修繕に対し、修繕費が1万円以上要した場合は、その経費の2分の1を助成する。ただし、助成金額はいずれも10万円を上限とする。

附 則

1 この要綱は、平成8年5月21日から施行する

2 第3条第1号に規定する結成時助成は、鳥取市自主防災会連合会設立の際、旧鳥取市防火協会の会員であった会員については交付しない。

附 則

1 この要綱は、平成12年5月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年5月27日から施行する。(文言修正、補助→助成)

附 則

1 この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。